

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月から44年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年6月まで

社会保険庁の記録では、昭和41年8月から46年6月までの期間が未納となっているが、私の手元に、41年1月から44年3月までの国民年金保険料の領収書があり納付済みである上、40年4月から41年7月までの領収書もあり、41年1月から同年7月までの期間は二重払いとなっている。

また、昭和44年4月から46年6月までの期間については、元夫が納付したはずである。

納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書から、申立期間のうち、昭和41年1月から44年3月までの期間の国民年金保険料を50年10月22日に特例納付したことが確認できる。

また、申立人は、昭和41年1月から同年7月までの保険料は二重納付していると主張するところ、申立人が所持する領収書から、40年4月から41年7月までの期間の保険料を55年6月23日に特例納付したことが確認でき、41年1月から同年7月までの保険料は、二重納付されていることが確認できる。

当該期間の保険料の二重納付は、申立人が昭和50年10月22日に特例納付した期間の納付記録を社会保険庁において適切に記録していれば生じなかったものであり、申立人が、二重納付の期間を含む40年4月から41年7月までの保険料を特例納付した55年6月23日の時点において、申立人には特例納付可能な未納期間（昭和44年4月から46年6月まで）が存在していた

ことから、適切な記録管理がされていた場合には、二重納付された期間（7か月）の保険料は、別の未納期間の保険料として納付されていたものと考えることが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、申立人が領収書を所持していない昭和44年4月から46年6月までの期間について、申立人は、その元夫が保険料を納付していたはずであると主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは48年9月11日、資格取得は35年10月1日に遡^{そきゅう}及して行われ、46年7月から48年3月までの保険料が48年11月1日に過年度納付されていることが申立人の所持する領収書から確認できるが、申立人の元夫が申立期間のうち、44年4月から46年6月までの期間の保険料を納付していたことが確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の元夫が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人の元夫が44年4月から46年6月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月から44年10月までの期間（ただし、昭和44年4月から同年10月までの期間は、二重納付された41年1月から同年7月までの保険料を充当する期間）の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

亡くなった夫は会社員であったが、年金は大切と思い自ら任意で国民年金に加入した。申立期間当時、夫は入退院を繰り返しており、その看病と子供の世話で忙しかったが、A金融機関で月額 1,600 円の国民年金保険料を自分で納めた。昭和 52 年 4 月から B 事業所に勤め始めて厚生年金保険に加入したが、「国民年金は支払う必要はない。」と言われるまでは納めていた。社会保険事務所では申立期間の国民年金保険料の納付の事実が無いと言うが、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 12 か月間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は生前会社員であったが、申立人は昭和 43 年 4 月に国民年金に任意加入しており、申立期間直前の 50 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を前納しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 4 月から B 事業所に勤務し厚生年金保険に加入した際に、「今後は国民年金保険料を納付する必要がない。」と言われるまで国民年金保険料を納めていたと主張するところ、社会保険庁の記録により、申立人は 52 年 4 月から厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 513

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

昭和36年11月の結婚後、私が家計の管理をして、国民年金保険料は納付しなければならないものだと思います、毎月自宅に来る集金人に預けていた。当初は夫の分を、39年4月以降は夫婦二人分を納めており、当時、夫が営むA事業所の仕事も忙しく経済的に困る状況にはなかった。夫の保険料は完納されているのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年11月に結婚した以降、国民年金保険料は私が集金人に納付していた。結婚当初は夫の保険料だけを納付していたが、38年12月に第二子を出産して間もなくしてからは、夫婦二人分の保険料を納付していた。また、国民年金に加入した後、集金人から、これからはあなたの保険料も納付しなければいけないと言われた記憶がある。」と主張するところ、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和39年4月28日、資格取得は36年10月1日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、39年4月から申立人の保険料についても集金人に納付を開始したとの主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、結婚後に申立人が納付していたとされるその夫の保険料についても、申立期間を含めてすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えら

れる。

さらに、近隣に住む住民は、「B市町村から委嘱された集金人が、毎月自宅を訪問し加入勧奨や集金をしていた。その集金人は、未納者に納付勧奨を行っていたので長期の未納が生じることは考えにくかった。」と証言している。

加えて、申立人は申立期間当時、その夫がA事業所を営んでおり経済的に困る状況にはなかったとする主張についても不自然さはみられない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、家計は経済的に困っておらず、国民年金保険料が未納とされるのは納付できない。市町村役場から、未納期間を指摘された事実も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 12 か月間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間当時、共済組合に加入していたが、申立人は昭和 53 年 2 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間直前の 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫は、昭和 61 年 4 月 1 日に申立人が国民年金第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を継続して納付したはずであり、60 年 4 月に国民年金の資格喪失の届出を行った記憶は無いと主張するところ、申立期間の前後を通じて申立人の夫は共済組合に加入していたことや住所の変更は無いことなどから、資格喪失の手続を行うべき事情は無かったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年3月まで
② 昭和42年9月から43年3月まで
③ 昭和60年6月から61年6月まで

20歳になった時に、母から国民年金に加入させると聞いた。保険料は母が家族の分と一緒に集金人に納付していたが、20歳からの7か月間が未加入期間、昭和42年9月から43年3月までの保険料が未納となっている。

また、昭和60年6月から61年6月までの保険料は、市町村役場の担当者に、「国民健康保険に入るなら国民年金もセットで必ず加入しなければいけない。」と言われて加入し、その後二度送られてきた納付書により、市町村役場窓口や銀行で、毎月又は2、3か月分ずつ納付した。

申立期間①、②及び③について、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳の記録では、昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料が44年11月24日に納付されていることが確認できる。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間②を含む昭和42年4月から43年3月までの期間についてB共済組合に加入していたことが確認でき、制度上、国民年金には加入できなかった期間であり、申立人の母は国民年金保険料を納付していなかったものと推認される。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

次に、申立期間③について、申立人は、毎月又は2、3か月分を市町村役場や銀行で納付したと主張しているが、社会保険庁の記録から、昭和62年7月6日付けで申立期間③に係る国民年金保険料の納入告知書が発行されたことが確認でき、申立期間③当時に、現年度保険料として納付していなかったことがうかがわれる。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年11月15日に、資格喪失日に係る記録を47年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を46年11月は14万2,000円、46年12月から47年2月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月15日から47年3月11日まで
昭和46年11月15日にB港から出港し、47年3月11日にC港で下船した期間について、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録及びA株式会社の回答を踏まえ判断すると、申立人が申立期間において、同社所有のD船に船員として雇い入れられ、勤務していたことが認められる。

また、A株式会社では、「当時の関係資料は残っていないが、船員の雇入れと同時にすべての者を船員保険に加入させていた。」旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料をA株式会社により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D船に乗船していた同一職種の船員に係る社会保険庁の記録から、昭和46年11月は14万2,000円、46年12月から47年2月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしているが、社会保険事務所が保管する船舶所有者別被保険者名簿に健康保険記号番号の欠番は無い上、事業

主が申立人に係る船員保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず社会保険事務所が申立人に係る記録の処理をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年2月まで
私の持っている国民年金手帳には、昭和39年3月4日に国民年金に強制加入した旨の記載がある。A市町村役場には、国民年金被保険者名簿が保存されておらず、この加入記録が確認できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では昭和40年3月に国民年金に任意加入した記録となっているが、申立人が所持する国民年金手帳には39年3月4日に国民年金に強制加入した旨の記載があるので調査してほしいと申し立てているところ、国民年金手帳には、39年3月4日、強制加入と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和40年3月10日付けで払い出され、同年3月4日に国民年金に任意加入した記録となっていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時、申立人の夫はB共済組合に加入し、申立人は、その夫の被扶養者であったことから国民年金の強制加入者には該当しないため、加入は任意加入となり、任意加入者は加入した時点で前年に遡及^{そきゅう}して資格を取得することはできない。

これらのことから、申立人が所持する国民年金手帳（昭和47年4月1日発行）に記載された昭和39年3月4日、強制加入の記載は、間違った記載がされているものと推認される。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 516

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から46年2月まで

昭和43年11月に実母の勧めもあり、実弟の妻と一緒に加入した記憶がある。

その後は夫が引き続き昭和45年9月まで銀行窓口で納付したが、46年12月に自宅新築工事でゴタゴタしたため、その間の納付を失念した。自宅が完成した直後、A市町村役場年金担当のBさんと女性職員が二人で自宅に来て、「未納の分を今まとめて納付すれば、昭和43年からの年金が生きるので、納付した方がいい。」との助言があった。ちょうど、主人の勤め先のボーナスが出た時期だったので、未納分を納付して領収書もらった記憶がある。

この度のねんきん特別便では、私の記憶とかけ離れた時期に加入した記録になっているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月に弟の妻と一緒に国民年金に加入したはずであると主張するところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の弟の妻の国民年金手帳記号番号は同年11月13日に払い出されていることが確認できるが、その前後の払出簿の記録に申立人の手帳記号番号が払い出された記録及び欠番は無く、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、46年2月4日に払い出されたもの以外には見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月までの国民年金保険料はその夫が銀行窓口で納付していたと主張するところ、当時の保険料の納付方式は印紙納付方式であり、銀行窓口で納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 2 月までの保険料については 46 年 12 月以降に A 市町村職員に納付したと主張するが、申立人が記憶する A 市町村職員が当時、国民年金課職員であったことは確認できるものの、同期間の保険料は過年度保険料となるため A 市町村職員に納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 59 年 1 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 59 年 1 月まで
役場職員から、国民年金の付加年金が始まるので加入するように勧められ、制度が始まった昭和 45 年 10 月に夫婦で加入したが、59 年 2 月からの納付記録しかないとされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の付加年金制度が発足した昭和 45 年 10 月から申立人の妻と一緒に付加年金制度に加入し、夫婦二人分の付加保険料を納付していたはずであると主張するところ、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA市町村が保管する国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても申立人及びその妻の付加年金の加入時期は、昭和 59 年 2 月となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金に加入した昭和 36 年 4 月から平成 11 年 5 月までの定額保険料をすべて納付した記録及び記録上付加年金に加入したとされる昭和 59 年 2 月以降の付加保険料をすべて納付した記録があり、申立人の妻も、40 年 4 月から平成 15 年 1 月までの定額保険料をすべて納付した記録及び記録上付加年金に加入したとされる昭和 59 年 2 月以降の付加保険料をすべて納付した記録があるが、その一方で、160 か月の申立期間の付加保険料の納付記録のすべてが、申立人及びその妻ともに失われたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から同年 9 月まで

国民年金には、年金制度開始時から 60 歳になるまで、集金人であった A 氏に保険料を持って行き、カードのようなものにハンコを押してもらい、すべての期間の保険料を納付していたはずである。厚生年金保険と重複する申立期間について、国民年金保険料を二重に納付したことの確認及び保険料の還付がなされていないか調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間は厚生年金保険の加入期間とされているところ、申立人が主張するとおり、申立人が申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた場合、申立人の厚生年金保険の加入記録と国民年金の加入記録が統合された時点で、申立期間について国民年金の加入期間から除外する処理（資格喪失日の追加処理）及び申立期間の国民年金保険料を過誤納保険料として還付する処理の双方の処理が行われることとなるが、資格喪失日を追加処理した記録及び保険料を還付処理した記録のいずれも社会保険庁のオンライン記録に無く、特殊台帳も保管されていないことから、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険に加入した時点で国民年金の資格喪失の届出を行い、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で国民年金に再加入する届出を行っていたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を集金していたとされる集金人は既に死亡しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 368

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 10 日から 34 年 4 月 20 日まで
昭和 32 年 5 月に A 事業所に月雇作業員として採用され、翌月から厚生年金保険に加入し、同年 11 月に退職した。翌年の 33 年 7 月 10 日に再度事業所に採用されて以降、平成 14 年 3 月 31 日まで勤務したが、昭和 32 年 6 月から同年 11 月までの期間は厚生年金保険加入記録があるにもかかわらず、33 年 7 月からの申立期間の加入記録が無いので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事記録及び当時の上司の証言から、申立人が昭和 33 年 7 月 10 日から 34 年 4 月 20 日までの期間、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A 事業所の昭和 33 年度の厚生年金保険新規適用事業所としての届出は昭和 33 年 7 月 1 日、被保険者の資格取得者数は 33 年 7 月 1 日付けで 381 人、同年 7 月 16 日付けで 1 人、同年 8 月 1 日付けで 2 人の合計 384 人であることが確認できるが、33 年 7 月 10 日に雇用された申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

また、昭和 33 年 7 月 16 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した 1 人は、職種が事務職だったとしており、同年 8 月 1 日付けで被保険者資格を取得した 2 人は、職種は月雇作業員であったが 33 年 4 月から雇用されていたとしており、昭和 33 年度の月雇作業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得者の中に、A 事業所が厚生年金保険新規適用事業所として届出をした昭和 33 年 7 月 1 日以降に採用された者はみられない。

さらに、申立人が記憶している同僚についても昭和 33 年度においては、A事業所での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 369

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
高校卒業と同時に A 事業所に臨時雇用員として採用され、1 年間勤務し、昭和 43 年 4 月から準職員となり、B 共済組合に加入した。A 事業所での 1 年間、厚生年金保険料を控除されていたかは覚えていないが、一緒に働いていた人が厚生年金保険に加入していれば自分も加入していたはずであるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から事業を引き継いだ C 事業所が保管する履歴カード及び当時の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A 事業所に臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

また、申立人が当時、申立人と同じ臨時雇用員であったと記憶する 2 人及びほかに A 事業所で臨時雇用員をしていたことが確認できた 1 人の合計 3 人については厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、上記 3 人の採用時期はいずれも申立人よりも 11 か月から 3 年早く、3 人の厚生年金保険の被保険者資格取得は、昭和 39 年 6 月 17 日から 42 年 3 月 1 日までに行われており、申立人が採用となった 42 年 4 月 1 日以降に被保険者資格を取得した者はいないが、同僚の証言から、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、当時、事業主は入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時、A 事業所管内の職員に係る厚生年金保険の被保険者資格取得は、同事業所が一括して行っていたが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票について昭和 42 年 4 月から

43 年 3 月までに被保険者資格を取得した 223 人の記録を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に記録の脱落をうかがわせる欠番もみられない。

さらに、A 事業所は昭和 62 年 2 月 1 日に全喪している上、C 事業所では、「A 事業所当時の厚生年金保険に関する資料等が承継されていない。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から23年8月1日まで
昭和19年10月1日から23年8月1日まで株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険料が引かれていたかどうかの記憶は無い。資料となるものは持っていないが、休みなく働いていたことは確かなので、厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年10月から23年7月まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずであり、加入記録が20年9月までしかないのはおかしい。」と主張するところ、株式会社Aが保管する辞令簿から、申立人が昭和19年3月25日に入社し、20年9月30日に依願解職したことが確認できる。

また、当時の複数の社員に確認したところ、申立人が株式会社Aに勤務していたことは記憶していたが、申立期間まで勤務していたかどうかについて記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、「株式会社Aを退社した後、B事業所、C社、D事業所に勤務した。B事業所、C社にはそれぞれ1年ぐらい勤務した。」と供述しているところ、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、株式会社Aの資格喪失は昭和20年10月1日、D事業所の資格取得は23年8月1日であり、その間の2年10か月のうち、B事業所、C社にそれぞれ1年ぐらい勤務していたとの申立人の供述と23年8月1日まで株式会社Aに勤務していたとの申立人の主張には矛盾がみられる。

このほか、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年11月1日まで

A事業所での厚生年金保険加入期間は、昭和49年11月1日から平成4年11月19日となっているが、労働者名簿を見て分かるように昭和49年5月1日からの雇用であるので、同日からの厚生年金保険加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所での厚生年金保険の加入記録は昭和49年11月1日から平成4年11月19日までとなっているが、労働者名簿の記録では、雇用年月日及び健康保険記号番号の取得日は昭和49年5月1日と記載されており、厚生年金保険についても同日に取得していると考えられるので調査してほしい。」と主張するところ、申立人が所持する労働者名簿の記録では雇用年月日及び健康保険記号番号の取得日は昭和49年5月1日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所が保管する「被保険者台帳」の記録から、申立人の健康保険及び厚生年金保険の資格取得年月日は昭和49年11月1日であることが確認でき、同事業所では、「申立人は申立期間当時、事業所長の自宅手伝いとして働いており、その後事業所の清掃に移った。労働者名簿に記載された健康保険記号番号の取得日は、被保険者台帳の記録と相違しており、誤記したものと思われる。」と回答している。

また、労働者名簿に記載された健康保険記号番号はA事業所の「被保険者台帳」に記載された申立人の健康保険記号番号と一致している上、被保険者台帳に記載された資格取得日は、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致し、申立人の健康保険

記号番号の直前の記号番号の払出しは昭和 49 年 4 月 1 日に行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 372

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 16 日から 40 年 4 月 1 日まで
私は、有限会社Aに昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月末まで勤務していたが、39 年 6 月から 40 年 3 月までの厚生年金保険加入記録が無いので調べてほしい。給料は、手取りで1か月 7,000 円でずっと変わらなかった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、有限会社Aは昭和 39 年 6 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、申立人を含む当時の被保険者 5 人全員が同日付で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 10 月 14 日付けで 5 人全員の健康保険証が返納されたことが確認できる。

また、当時の社長は、有限会社Aが厚生年金保険適用事業所でなくなった後の期間は国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が事業主により給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料控除に関しての具体的な記憶は無いとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 45 年 4 月まで
昭和 44 年 12 月に A 株式会社に入社し 47 年 1 月まで勤めたが厚生年金保険の加入記録が 45 年 5 月からとなっているので、入社してから 45 年 4 月までの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 株式会社が保管する従業員台帳から、申立人が申立期間当時、A 株式会社勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 株式会社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届(控)では、申立人の資格取得日は昭和 45 年 5 月 12 日となっていることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

また、A 株式会社において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 45 年 5 月前後に被保険者資格を取得した 29 人について、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、入社日が確認できた 24 人のうち 16 人については入社後 1 か月から 2 年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は昭和 45 年 5 月 12 日から 47 年 1 月 20 日までの期間以外には無く、申立期間において、健康保険記号番号に欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
昭和 43 年 4 月から 44 年 11 月まで A 株式会社で経理事務の仕事をして
いたが、途中の 43 年 10 月から 6 か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。
継続して勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が A 株式会社にて昭和 43 年 4 月から 44 年 11 月まで継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時も一緒に勤務していたと記憶する同僚 3 人についても、申立人と同様に昭和 43 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人を含む 4 人全員が同年 10 月 5 日に健康保険証を返納したことが確認できる。

また、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているが、申立人の当初の健康保険記号番号と再取得した後の健康保険記号番号は異なる上、申立人が資格喪失した 43 年 10 月 1 日から再取得した 44 年 4 月 1 日までの間に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない。

さらに、A 株式会社は既に全喪し、当時の代表取締役も死亡しているため、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年4月まで
昭和25年4月から26年4月までA株式会社B事業所の現場事務をしていた。当時の同僚等7人の名前を覚えている。厚生年金保険加入について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A株式会社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A株式会社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年1月5日であり、申立期間のうち25年4月から同年12月までは厚生年金保険適用事業所とはなっておらず、申立人が記憶する同僚7人のうち5人については、A株式会社B事業所が適用事業所となった26年1月5日と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できるが、1人については、申立人と同じく加入記録が無い。

また、申立人は、A株式会社B事業所から健康保険証を交付された記憶は無いと供述している上、申立人及び同僚は、「当時、会社には200人程度の従業員がいた。」旨の供述をしているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者数は89人であることから、事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、申立期間の健康保険記号番号に申立人の記録の脱落をうかがわせる欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年7月1日から22年7月9日まで
② 昭和22年7月10日から34年1月27日まで

申立期間①については、A事業所に勤務していた。申立期間②については、B事業所に勤務していた。それぞれの期間について、厚生年金保険に未加入なのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C事業所が保管する申立人の人事記録から、申立期間①においてA事業所に、また、申立期間②においてB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①については、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年4月1日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、申立期間②については、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年4月1日であり、申立期間②のうち、昭和29年3月31日までは適用事業所とはなっていなかったことが確認できる上、C事業所の回答によれば、申立人は24年1月からD共済年金に加入していたことが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、当時の同僚から勤務状況等について供述を得ることができず、ほかに事業主により厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。